

広島県立歴史博物館（頼山陽史跡資料館を除く。）を、令和六年四月三十日、同年八月十三日並びに令和七年一月二日及び同月三日に、臨時に開館し、令和六年六月二十五日から同月二十八日までの間並びに令和七年二月十三日及び同月十四日に、臨時に休館する。

頼山陽史跡資料館（広島県立歴史博物館分館）を、令和六年四月二日及び同月三日、同年五月二十一日及び同月二十二日、同年七月二日から同月十一日までの間、同年九月三日から同月五日までの間、同年十月十六日から同月十八日までの間、同年十二月三日から同月五日までの間、令和七年一月十五日から同月十七日までの間、同年二月四日から同月六日までの間並びに同年三月十一日から同月十三日までの間、臨時に休館する。

令和六年三月二十八日

広島県立歴史博物館長 宮 野 学